

中小企業者緊急特別支援金の申請の流れ

1 給付要件の確認

☑ 千葉市内に本社があること

<確認資料>

法人の場合…確定申告書の「納税地」

個人事業主の場合…「住民票」又は確定申告書の「事務所所在地」

不明な点、不安な点があれば、お気軽に支援金事務局(043-202-1821)へご連絡ください。

☑ 対前年比のコスト増加額が10万円以上あること

単価が上昇している品目(原材料費、燃料費、光熱費)を集めて、4月～8月分は5か月合計、9月～11月分は3か月合計で計算します。

<確認資料>

コスト内訳書(市の指定書式)

コスト増加額 (4～8月分は5か月間、 9～11月分は3か月間)	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
4月～8月分	給付金5万円	給付金10万円	給付金15万円
9月～11月分	—	給付金10万円	
BCP加算額	給付金10万円		

☑ 今後も千葉市内で事業継続する意思があること

全て該当

2 申請書類の準備

☑ 申請書の所定様式(申請書、誓約書・同意書等)

☑ 直近の確定申告書

☑ 通帳又はキャッシュカードの写し

☑ 国民健康保険証の写し…個人事業主の場合のみ

☑ 単価の上昇が確認できる資料

コスト内訳書で計算した品目の任意の1か月分の納品書又は請求書等の写し

☑ 事業継続計画(BCP)の写し…BCP加算を申請する場合のみ

市のBCP雛型を活用すれば、1～2時間で作成可能

申請書の書き方についても支援金事務局(043-202-1821)で丁寧にサポートします。

事務局から追加で資料を求める場合もございますので、あらかじめご了承ください。

準備完了

3 申請書類の提出

☑ オンライン申請

又は

☑ 郵送申請

<https://chibacity-kinkyushien.com> 右記QRコード参照

QRコード

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11IMI千葉富士見ビル4階(JTB千葉支店内)
千葉市中小企業者緊急特別支援金事務局事務局(相談窓口)宛て

注意!

【支援金の不正受給は犯罪です!】

申請の手引きで給付要件をよく確認し、不正受給にならないよう、十分注意して申請手続きを行ってください。